

事業所関係者 様

松山市消防局長
久保 継二

社会福祉施設における火災予防の徹底について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市の消防行政の推進にご協力をたまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 2 月 8 日長崎市のグループホーム『ベルハウス東山手』にて火災が発生し、入所者 4 名が死亡、8 名が負傷、また、同月 10 日にも、相次いで新潟市の障害者福祉施設で火災による死者 1 名が発生し、連日痛ましい被害の状況が報じられております。

昨今、頻発する社会福祉施設の火災を受けて、消防法令の規制は強化されておりますが、今回の惨事で、あらためて社会福祉施設の防火管理の困難性が浮き彫りになるかたちとなりました。

つきましては、貴事業所におかれましても、これらの事故を重く受け止め、火災発生に備えた従業員配置の見直しや消防訓練の実施を通じて、防火管理体制を一層強化し、火災予防に万全を期されますようお願い申し上げます。

記

1. 火気使用に係る注意事項

- (1) 施設全体の喫煙管理及び吸殻の処理を徹底すること。
- (2) コンロ、グリルなどの調理器具の使用中はその場を離れないこと。
- (3) 電気機器のたこ足配線や配線の劣化・損傷による電気火災に注意し、コンセント、配線の点検を定期的に行なうこと。
- (4) 石油ストーブなどの移動式暖房器具を使用している場合は、周囲上方に可燃物を置かないよう注意すること。

2. 防火管理に係る注意事項

- (1) 自力避難が困難な入所者や身体上のハンデ等を考慮した避難誘導方法について十分に検討すること。また、有事の際、介添えする職員に不足が生じる場合は、近隣への応援要請等の体制を確立すること。
- (2) 廊下、階段などの避難経路及び防火戸の周辺に避難の障害となる物件を置かないこと。
- (3) 入所者の出入り管理を行い、在館又は外出の別を把握するよう努めること。
- (4) 施設管理上、主要な出入口を施錠している場合は、非常時、容易に解錠できる体制となっているか確認すること。
- (5) 年 2 回以上消火、通報及び避難の訓練を実施すること。また、訓練は施設の実態に応じた実践的な想定で行うこと。
- (6) 消防設備及び防火設備（防火戸、防火シャッター等）を適切に維持管理し、不備がある場合は早急に改修すること。
- (7) 施設内で使用するカーテン、じゅうたん、カーペット等は防災物品を使用すること。

お問い合わせ		※最寄りの消防署にお問い合わせください。	
中央消防署	予防担当	本町 6 丁目 6 - 1	TEL926-9224
東消防署	予防担当	道後湯之町 1 8 - 4	TEL933-0889
南消防署	予防担当	北土居 3 丁目 3 - 2 6	TEL957-8999
西消防署	予防担当	三津 3 丁目 4 - 2 3	TEL951-0873
予防課	消防設備指導担当	本町 6 丁目 6 - 1	TEL926-9216